

宮崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守・管理業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守・管理業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守・管理業務委託仕様書による。

3 契約上限額

- (1) 物件費（委託料） 15,840,000 円
- (2) 保守・管理費（使用料及び賃借料） 9,240,000 円
（消費税及び地方消費税を含む。委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。）

4 委託期間

契約期間 契約締結日から令和 11 年 8 月 31 日（金）まで

- (1) 開発
契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで
- (2) 運用保守・管理期間
令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 11 年 8 月 31 日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格者名簿の「T01：電算業務」に登録している者
なお、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で、本企画提案競技への参加を希望する者は、次の場所において、速やかに競争入札参加資格審査の申請手続を行うこととする。申請手続が遅れた場合、本企画提案競技に参加できなくなるため、注意すること。
宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達第一担当
（県庁 1 号館 1 階）
〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
電話：0985-26-7208
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定

により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

- (8) 第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、契約日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

- ISO9001
- ISO27001
- プライバシーマーク

6 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県警察ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年7月24日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年8月7日（金）午後0時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年8月14日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年8月18日（火）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和8年8月26日（水）の予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年8月31日（月）までの予定 |

8 企画提案競技の方法

- (1) 企画提案競技質問書（別紙1）の提出（任意）

ア 提出先

下記12を参照

イ 提出期限

令和8年8月7日（金）午後0時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス

（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

- (2) 企画提案競技参加申込書（別紙2）及び誓約書（別紙3）の提出

ア 提出先

下記12を参照

イ 提出期限

令和8年8月14日（金）午後5時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス

（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

- (3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書

「企画提案書記載事項一覧」のとおり

(ア) 部数

正本1部 副本8部

(イ) 書式

A 4 判とし、10.5 ポイント以上

(ウ) ページ数

最大 50 ページ迄とし、ページ番号を挿入すること。

(エ) 製本

散逸しないように綴じたものとする。

イ 見積書

(ア) 部数

原本 1 部、副本 8 部

(イ) 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

(ウ) 内訳は、税抜き表示を基本とする。

(エ) 宛名を「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、提出すること。

ウ 提出期限

令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時

エ 提出先

下記 12 を参照

オ 提出方法

持参又は送付（送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、送付の場合であっても令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時必着とする。）

(4) 審査項目

「審査基準」のとおり

(5) 選定方法

複数の審査委員において、企画提案書とプレゼンテーション提案の内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和 8 年 8 月 31 日（月）まで（※予定）に、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) 上記(7)に基づく欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県警察に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料等は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

〒880-0803

宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

宮崎県警察本部生活安全部生活安全少年課

TEL 0985-31-0110

FAX 0985-23-7867

メールアドレス mphb1101@pref.miyazaki.lg.jp